次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図りつつ、働きやすい雇用環境の整備を行い、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年４月１日～令和１７年３月３１日（１０年間）

２．内　　容

◇雇用環境の整備に関する事項◇

【目標1】出産及び育児等に関する両立支援制度の周知と活用の促進を図る。

＜対策＞

令和７年４月～　出産及び育児等に関する休暇や休業について、メール等で全職員へ周知する。

【目標2】計画期間内の育児休業の取得について、次のとおり設定する。
男性職員：計画期間内に対象となる者に育児休業等の取得を促すこと。
女性職員：取得率を80％以上にすること。

＜対策＞

令和７年４月～　育児休業取得希望者及び所属長を対象に休業制度を案内し、取得を促進する。

【目標3】計画期間終了までに、全職員の時間外・休日労働時間を、1人あたり平均月20時間以下にする。

＜対策＞

令和７年４月～　業務内容を精査し、事務分担を整理するとともに、特定の者に業務が偏ることのないよう業務の進捗に応じて割振ることで、時間外・休日労働時間を抑制する。

【目標4】年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間6日以上とする。

＜対策＞

令和７年４月～　各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する。

◇その他の次世代育成支援対策に関する事項◇

【目標5】インターンシップ（学生の就業体験）やトライアル雇用（ハローワークからの紹介者を短時間、試行的に雇用）などを通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進。

＜対策＞

令和７年４月～　依頼に基づき随時受入れる。

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団